

運輸安全マネジメント制度とは

【無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者編】

平成30年9月
国土交通省大臣官房
運輸安全監理官



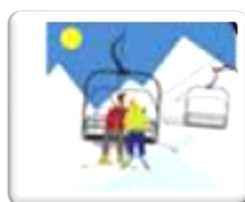
国土交通省

目 次

1. 運輸安全マネジメント制度とは……………	1
(スライド資料)	
2. 鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方……………	21
(事故・トラブルの防止に向けて)	
3. 索道事業者の安全管理体制の現状(平成 25 年 3 月) ……	29
4. 参考資料	
(1)「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」記載例……	34
(2)索道事業者の取組事例……………	39
(3)安全管理の自己点検票……………	63

運輸安全マネジメント制度とは？

【無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者編】



平成29年度

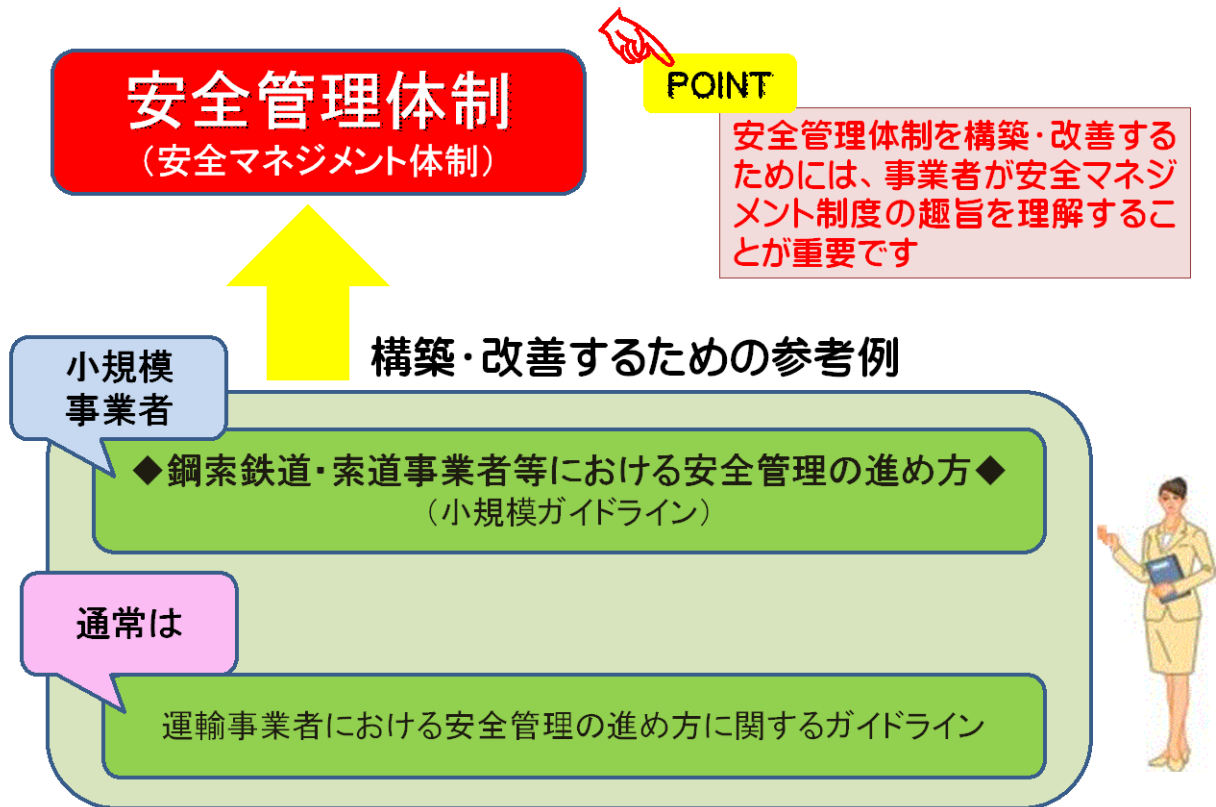
国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官



目次

1. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？……………	3
安全管理体制とは	
事業者及び国の役割	
2. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？…	6
ヒューマンエラー	
3. 安全管理体制はどのように作るの？……………	11
安全管理体制の構築に必要なもの	
取組みの流れ・PDCAサイクル	
4. 安全管理の取組み……………	15
① 経営者(責任者)の役割	
② 輸送の安全に関する情報の伝達	
③ 法令等の遵守	
④ 輸送の安全に必要な手順・規則	
⑤ 教育・訓練	
⑥ 事故等の対応	
⑦ 安全管理の取組状況の点検と改善	
5. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？……………	36
評価の方法	

1-1. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？



1-2. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？

安全管理体制とは

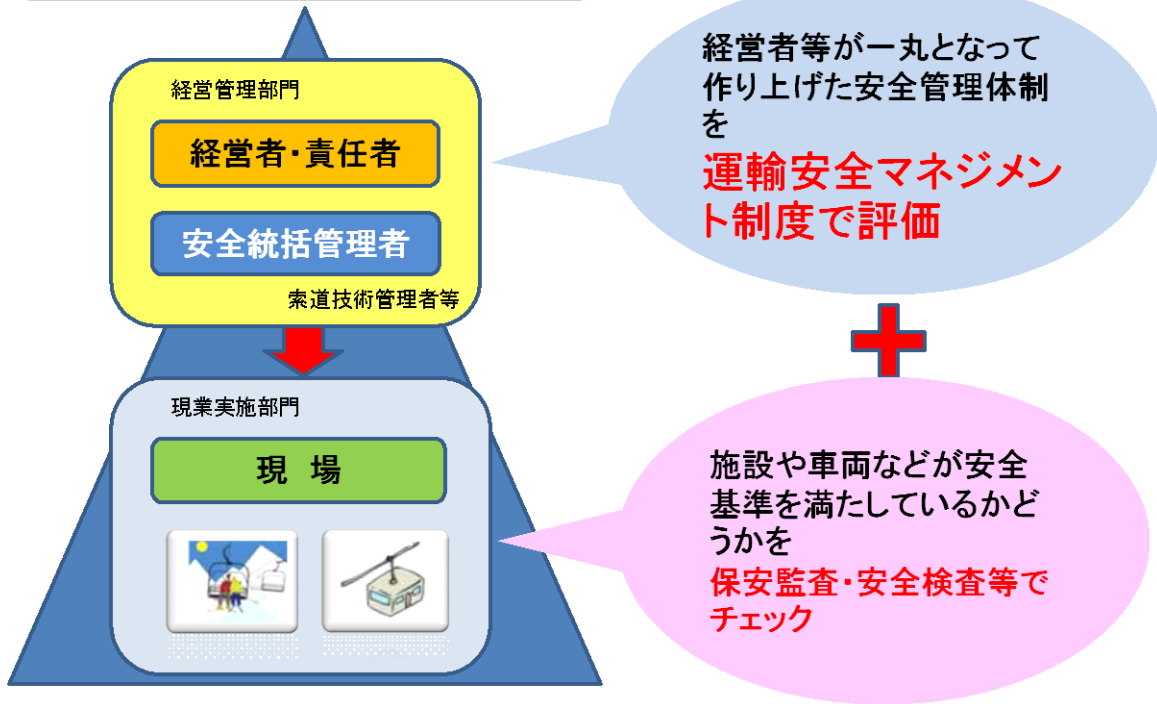
- 人員の育成
 - 設備の維持・管理
- 自らの運営や安全確保の実態に適した形に、安全確保のシステムを作る

事業者及び国の役割

- 事業者・・・ 経営者(責任者)から現場まで一丸となった安全管理体制を作る
- 国・・・ 事業者の安全管理体制を評価・助言する

1-3. 運輸安全マネジメント制度とは何でしょう？

安全確保に向けた国の役割

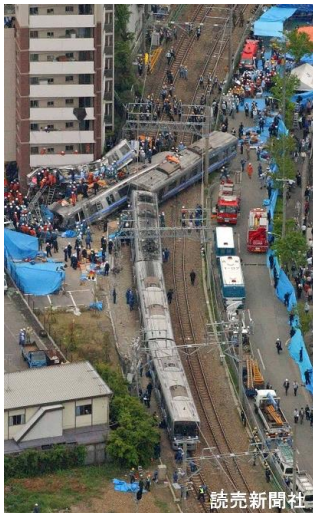


5

2-1. 運輸安全マネジメント制度はなぜできたのでしょうか？

平成17年に、各運輸事業者でヒューマンエラーに起因する事故やトラブルが多発しました。例えば・・・

◆鉄道 (平成17年4月)



列車脱線事故
〈死者107名、負傷者562名〉

◆鉄道 (平成17年3月)



踏切障害事故
《死者2名、負傷者2名》

◆自動車 (平成17年4月)



トラック踏切衝突事故 《飲酒運転》

◆航空 (平成17年3月)



客室乗務員の
非常口扉操作忘れ

◆海運 (平成17年5月)



フェリー防波堤衝突
〈負傷者23名〉

6

2-2. 運輸安全マネジメント制度は なぜできたのでしょうか？

事故の要因は？

ヒューマンエラー！

- ◆ 経営者(責任者)や安全担当者らの安全に対する関わりが不十分
- ◆ 経営陣と現場のコミュニケーションが不十分

7

2-3. 運輸安全マネジメント制度は なぜできたのでしょうか？

ヒューマンエラーとは？

「ヒューマンエラー」には2種類ある

うっかりしたなあ...

うっかりミスや錯覚等により「意図せず」に行ってしまうもの



狭義のヒューマンエラー

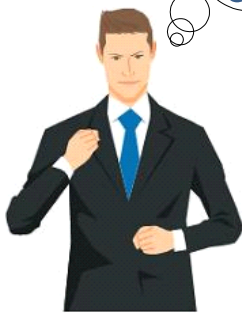
8

2-4. 運輸安全マネジメント制度は なぜできたのでしょうか？

ヒューマンエラーとは？

「ヒューマンエラー」には2種類ある

これぐらい
なら...



悪いことと思いなが
ら、また、手順違反
と知りながら、やっ
てしまうもの

不安全行動

9

2-5. 運輸安全マネジメント制度は なぜできたのでしょうか？

ヒューマンエラーによる事故を防止するためには...

狭義の
ヒューマン
エラー

「ヒューマンエラー」を極力減らすため
設備・手順等によるシステム作り

不安全行動

安全ではない行動を取らせないよう
な社内の雰囲気

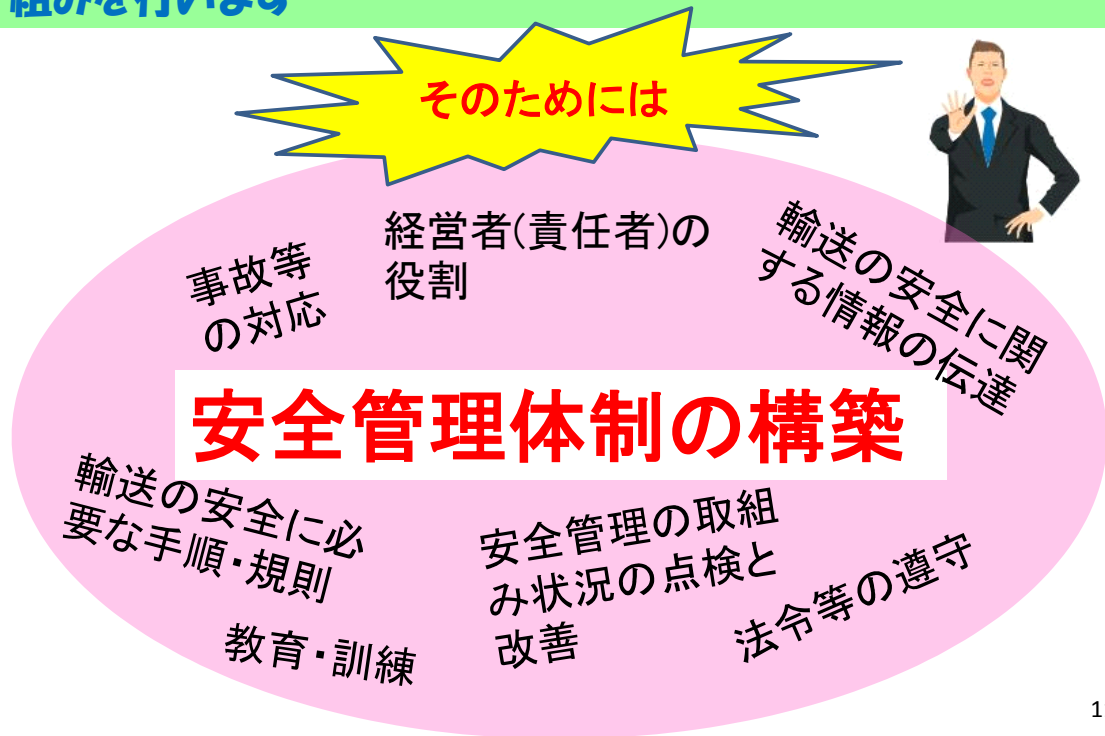
POINT

安全文化の確立

10

3. 安全管理体制はどのように作るの？

経営者(責任者)自らが、現場まで一丸となった安全管理の取り組みを行います



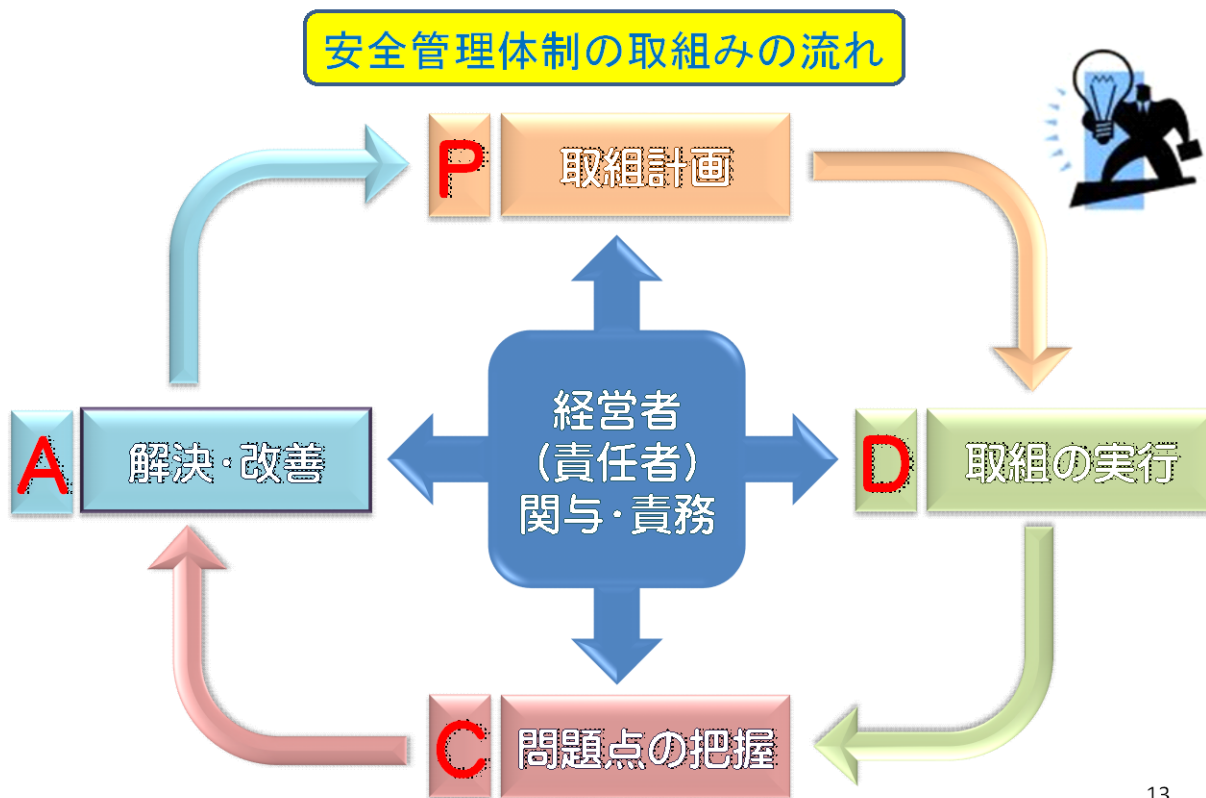
11

3-2. 安全管理体制はどのように作るの？



12

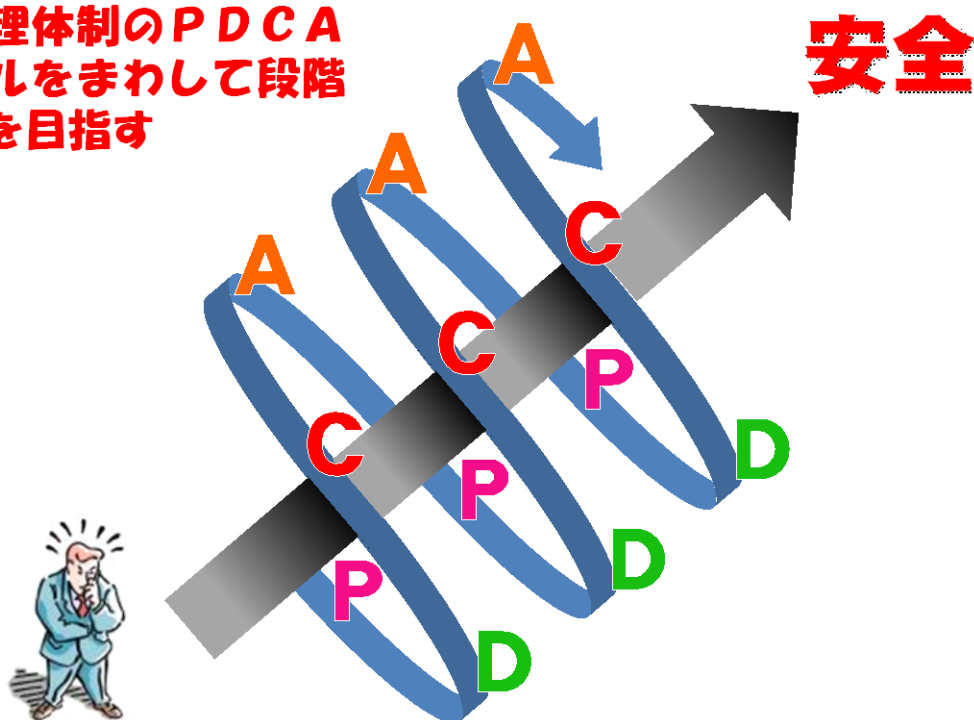
3-3. 安全管理体制はどのように作るの？



13

3-4. 安全管理体制はどのように作るの？

安全管理体制のPDCA
サイクルをまわして段階
的向上を目指す



14

4-1. 安全管理の取組み



・安全方針を作り、社内に周知する

- ・ 安全が第一であること、法令や社内規則を守ることを安全方針で明らかにする
- ・ 安全方針を実現するための安全目標を決め、その達成に向け安全運行に努める

15

4-2. 安全管理の取組み



・安全方針を作り、社内に周知する

取組み例



- ① 安全第一、法令遵守等を掲げた安全方針を定める。
- ② 安全方針の社内周知例
 - ・手帳に記載し配布
 - ・事務所・運転室などに掲示
 - ・朝礼【点呼】時唱和、現場巡回・スキー場開き・安全祈願祭等であいさつ・訓示
 - ・教育・訓練時に指導

16

4 - 3. 安全管理の取組み



- 安全統括管理者を選任する
- 安全に必要な設備や人を確保する
- 重大事故の発生に備える
- 安全管理体制の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する

17

4 - 4. 安全管理の取組み



- 安全統括管理者を選任する

安全統括管理者は

- 安全の取組みを積極的に行い、安全目標が達成できるよう努力する。
- 経営者(責任者)に安全の報告を適切に行う。

18

4 - 5. 安全管理の取組み



・ 安全統括管理者を選任する

取組み例



安全管理を適切に進めていくため、経営者の右腕となり安全管理を推進する者として、安全統括管理者を選任し、必要な権限を与える。

19

4 - 6. 安全管理の取組み



・ 安全に必要な設備や人を確保する

取組み例



- ・ 自社独自又はメーカーを交え、施設の老朽化等も考慮した補修計画を策定する。
- ・ 年度修繕計画に基づき定期的に点検、整備する。
- ・ 技術の継承を意識し、ベテラン・新人の係員をバランス良く配置する。
- ・ 係員の年齢を考慮した業務の割り振りを行う。
- ・ 当日の客層を考慮した係員（乗客係）を配置する。

20

4 - 7. 安全管理の取組み

①
経営者
(責任者)の
役割

取組み例



・ 重大事故の発生に備える

- ・ 「事故処理要領」や「危機管理マニュアル」により事故発生から応急処置までの手順を策定する。
- ・ 常に最新の緊急連絡体制を備える。
- ・ 警察・消防（レスキュー）との連絡体制・連携を整備する。
- ・ 地震、気温の急変による雪崩等を考慮し、事故処理要領、危機管理マニュアル等を見直す。

21

4 - 8. 安全管理の取組み

①
経営者
(責任者)の
役割

取組み例



・ 安全管理体制の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する

- ① 自己チェックリストを活用するなどして、年度末・シーズン終了時等に1年の安全の取組みを振り返り、安全の問題点などがないか点検する。
- ② 問題点があれば、それらを解決・改善する方法を考え、決めたとえ、それら解決・改善方法を実行する。
- ③ 関連会社、協会、組合等を活用し、安全管理体制を点検する。

22

4 - 9. 安全管理の取組み

②

輸送の安全
に関する
情報の伝達



・現場の声をよく聞く

- ・安全に関する情報が社内にきちんと伝わるようにする。
- ・現場の意見、要望にも耳を傾けることが大切。

23

4 - 10. 安全管理の取組み

②

輸送の安全
に関する
情報の伝達

取組み例



・現場の声をよく聞く

- ・ 経営者(責任者)及び安全統括管理者は、現場巡視の機会に索道係員との直接対話により意見・要望を収集する。
- ・ 索道技術管理者は、会議、朝礼・終礼点呼、業務・運転日報などで収集した意見・要望を経営者(責任者)等に報告する。
- ・ 安全に関する情報は、会議、朝礼・終礼点呼、教育・訓練時を活用し周知する。
- ・ 掲示板・回覧版により安全に関する情報を周知する。
- ・ 利用者等からの意見・要望等を安全管理に反映する。

24

4 - 11. 安全管理の取組み



・ 法令、社内規則を守る

- ・ 関係法令や社内規則等を守ることを徹底する。
- ・ 経営者(責任者)や安全統括管理者がその状況を定期的に確認する。

25

4 - 12. 安全管理の取組み



・ 法令、社内規則を守る

取組み例



- ・ 関係法令等を常に最新の状態に保つ。
- ・ 関係法令等規程類は事務所・運転室などに備置し、いつでも見ることができるようにする。
- ・ シーズン前の研修時に教育・訓練を行う。
- ・ 索道技術管理者研修の内容を索道係員に周知する。
- ・ 安全統括管理者及び索道技術管理者は、巡視時・始業点検に立ち会うなど、係員の普段の行動から法令遵守状況を確認する。

26

4 - 13. 安全管理の取組み

④

輸送の安全
に必要な
手順・規則



- **安全に必要な手順や規則を作って、社内に知らせる**

- 手順や規則を作り、なぜそれが必要なのか、どうしてそうするのかを社員に理解させることが大切。

27

4 - 14. 安全管理の取組み

④

輸送の安全
に必要な
手順・規則

- **安全に必要な手順や規則を作って、社内に知らせる**

取組み例



- 法令で作成が義務付けられている運転細則、整備細則などを事務所・運転室等に備付け、管理する。
- 緊急連絡体制図を年1回チェックし、電話番号などの連絡先を最新のものとし、事務所・運転室などに掲示する。

28

4 - 15. 安全管理の取組み

⑤

教育
訓練



- **安全に関わる者には、定期的に教育・訓練を実施する**
 - 運輸安全マネジメント制度に関する教育・訓練を経営者(責任者)も含め受けて、それらを記録する。
 - 外部機関が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用しても良い。

29

4 - 16. 安全管理の取組み

⑤

教育
訓練

取組み例



- **安全に関わる者には、定期的に教育・訓練を実施する**
 - 経営者(責任者)・安全統括管理者は、運輸局や協会、その他外部主催の運輸安全マネジメントに関する講習会等へ定期的に参加する。
 - 索道技術管理者は、運輸局主催の講習会に参加、その概要について報告し、関係者に周知する。
 - 索道係員に対する計画的な教育・訓練を実施し、理解度の把握や反省会を踏まえて内容の見直しをする。

30

4 - 17. 安全管理の取組み

⑥ 事故等の 対応



・ 事故が起きた場合の対応方法を あらかじめ決めておく

- ・ 事故が発生したらすみやかに経営者(責任者)等に連絡する。
- ・ 起きた事故の原因を調べ、再発防止を考え、それを実行する。
- ・ 現場からヒヤリ・ハット情報を集めたり、他社で起きた事故例を参考にして、事故防止に役立てる。

31

4 - 18. 安全管理の取組み

⑥ 事故等の 対応

取組み例



- ・ 事故が起きた場合の対応方法を
あらかじめ決めておく
- ・ 事故発生時の対応を「事故処理要領」や「危機管理マニュアル」に定めておく。
- ・ 事故が発生した場合は、事故の原因を調べ、同じ事故を再び発生させない対策を決め、実施する。
- ・ 「ヒヤリ」としたこと、「ハット」したことの事例を示し、日報への記載や、終業点呼時に報告するよう教育する。
- ・ 報告のあった事例を翌日の点呼時に周知し、同様の事故の未然防止に努める。
- ・ 他社の事故事例を参考に自社設備の点検を行う。

32

4 - 19. 安全管理の取組み



・ 定期的に安全の取組み状況をチェックし 問題点は改善する

- ・ 少なくとも年1回は安全目標の達成状況等を自己チェックリストを参考にしながらチェックし、問題があれば必要な対応を実施する。
- ・ 上記取組みを記録して、これからの安全に関する取組みに活用する。

33

4 - 20. 安全管理の取組み



- ・ 定期的に安全の取組み状況をチェックし、
問題点は改善する

取組み例



- ・ 経営者(責任者)は、自ら定期的に安全管理体制をチェックすることにより、課題及び問題点を明らかにする。
- ・ 少なくとも年1回は、自己チェックリスト等を活用し、運行の安全確保の取組み状況を点検し、問題がある場合は必要な改善を行う。

34

4 - 2 1. 安全管理の取組み

⑦
安全管理の
取組状況の
点検と改善

まず最初に、安全の取組み
状況を自己チェックするの
がよいでしょう



取組み例

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」
(※) 以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組み状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

自己点検チェックポイント	判定	点検日	年月日	担当事項
1 代表者（経営者）は、法令を守ることを、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。				
2 代表者（経営者）は、安全方針を社内周知しているか。				
3 代表者（経営者）又は安全統括責任者は、安全方針を実施するため、1年ごとに安全目標の対応方法を決めているか。				
4 代表者（経営者）は、安全目標を達成したか。				
5 代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合、警備や人員の配置等を行っているか。				
6 安全統括責任者は、安全に必要な設備の更新を指揮・指導し、その記録を把握し、社員を積極的に促しているか。				
7 安全統括責任者は、安全目標の達成に向けた取組を断りし、輸送の安全に関する情報を集めるか。				
8 安全統括責任者は、代表者（経営者）との連絡を各自の責任・役割を兼ね、安全管理の進め方に関するガイドライン				

自分たちの取組みがどんな状態にあるのかを自己チェックリスト等を用いてチェックし、課題や問題点を見つけ出し、それを改善していくことから始めるといいでしょう。

経営者(責任者)が先頭に立って安全に取り組む姿勢を見せることも必要です。

35

5. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？

運輸事業者の**経営者(責任者)**や**安全統括管理者**等を対象として、実際の安全に関する取組みの実施状況を確認し、その取組みや体制の改善等に向けた助言を行うため、**職員が事業者に対し、評価**を行うこととしています。

例

運輸安全マネジメント評価の実施



運輸安全マネジメント評価実施の様子

- 実施期間：半日～1日で実施
- 場 所：事業者の本社等
- 作業内容：経営者(責任者)ほか経営管理部門へのインタビューと書類の確認
- 評価指針：運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン

36

5 - 2. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？

・評価の方法

事業者が作り上げた安全監理体制を

- ① **インタビュー ※**
- ② **文書・記録の確認**

をもとに評価します。

※インタビュー対象者は経営者（責任者）、安全統括管理者、その他安全担当者等に対して行います。



優れた取組は
評価

工夫の余地が
ある点等は助言

37

5 - 3. 運輸安全マネジメント評価はどうやるの？



POINT

運輸安全マネジメント評価は

業務改善命令書等のように**拘束力、強制力があるものではなく**、あくまでも事業者が安全管理規程の見直し、改善をする参考としてください。

事業者の課題や問題点を**評価チームと一緒に考え**ながら、事故ゼロを目指します。



38

**鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方
～事故・トラブルの防止に向けて～**

平成21年6月

国土交通省大臣官房

運輸安全監理官

はじめに

国土交通省では、運輸事業者自らが経営者から現場まで一丸となった安全管理の取組を行い、輸送の安全の向上をはかることをねらいとした「運輸安全マネジメント制度」を平成18年10月から導入しています。

この「運輸安全マネジメント制度」において、国土交通省では、運輸事業者自らが安全管理体制の構築・改善に向けた取組を進める際の参考として考え方などを定めた「安全管理規程に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を平成18年5月に作成し、ガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組状況をチェックする「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

このたび、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、本冊子「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」を作成しましたので、今後、無軌条電車事業者・鋼索鉄道事業者・索道事業者の皆様が、安全管理の取組を進めるにあたって、ガイドラインに代えて、本冊子に記載する内容をもとに取り組むことが可能となります。

1. 代表者（経営者）の役割

輸送の安全は、運輸事業者の最も基本的なサービスである。

このため、代表者（経営者）は、自らが輸送の安全の最高責任者として、以下のとおり、安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作るとともに、社員を指揮・指導して、その役割を果たす。

- （1）会社の輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一、法令遵守など）を記載した安全方針を作り、社内に周知徹底する。

安全方針には、法令や社内規則を守ることや輸送の安全が第一であることを明記する。

- （2）安全方針を実現するため、年に1回、具体的な安全目標を決め、その目標達成に向け安全運行に努める。

安全目標は、その達成状況を把握することができるよう、可能な限り、「事故ゼロ」など数値的なものとする。

- （3）重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- （4）輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備する。
- （5）安全管理の取組状況を年に1回は点検し、問題があれば改善する。
- （6）安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

- ① 安全方針の社内周知を行うこと。
- ② 安全目標を作成し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行うこと。
- ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。
- ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- ⑤ 安全管理の取組状況を年に1回は点検し、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。

2. 安全管理の実施

代表者（経営者）、安全統括管理者、その他輸送の安全にかかわる社員は一人丸となって、輸送の安全に向け、以下のとおり、安全管理の取組を実施する。

（1）輸送の安全に関する情報の伝達

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。

（2）法令等の遵守

社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守するとともに、代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

（3）輸送の安全に必要な手順・規則

安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、社内に周知する。

（4）教育・訓練

代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育・訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施にあたっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等を活用するなどして、適切に実施し、それら実施状況を記録し、保管する。

（5）事故等の対応

- ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者にその情報を適時、適切に報告する。
- ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報

(事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと)を集め、事故防止のために適切な対応策を講じる。

- ④ 安全統括管理者は、他の事業者の事故事例などを積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- ⑤ 代表者（経営者）は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、社内に周知する。
- ⑥ 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記①から⑤の実施状況を記録し、保管する。

3. 安全管理の取組状況の点検と改善

輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、代表者（経営者）及び安全統括管理者は、以下の取組を行う。

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を別添の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告する。
- (2) 代表者（経営者）は、上記（1）の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を行う。
- (3) 安全統括管理者は、社員に指示するなどして、上記（1）及び（2）の実施状況を記録し、保管する。

無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用
「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」の例

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			点検日	年	月	日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか					
2	代表者（経営者）は、安全方針を周知徹底しているか					
3	代表者（経営者）又は安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか					
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか					
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか					
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか					
7	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか					
8	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組を積極的に行っているか					
9	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか					
10	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか					
11	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか					

12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか		
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか		
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか		
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行・施設保守をしているか		
16	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）		
17	安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を定期的に実施しているか		
18	代表者（経営者）や安全統括管理者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）		
19	上記 17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか		
20	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		
21	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか		
22	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか		
23	他社の事件事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか		
24	緊急通報・連絡先を少なくとも 1 年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか		
25	上記 20～24 の実施状況を記録しているか		

26	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全目標達成に向けた取組、安全管理の取組体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか		
27	上記 26 の実施状況を記録しているか		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

年 月 日

署名：（代表者又は安全統括管理者）

索道事業者の安全管理体制の現状(平成 25 年 3 月)

運輸安全マネジメント制度は、運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することと、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」(以下、「評価」という。)を実施することにより、輸送の安全性を向上させる目的で平成18年10月に導入されたものです。

国土交通省では、索道事業者に対し「評価」を計画的に実施してきており、平成24年度に全ての索道事業者への1回目の評価が終了しましたので、その評価結果概要等を以下のとおり取り纏めたのでお知らせします。

なお、評価結果の分析等は、サンプリング調査(全索道事業者の約2割)の結果によるものです。

1. 小規模ガイドラインの項目ごとの取組状況

(1) 代表者(経営者)の役割

- ・安全方針を策定し、事務所、山麓・山頂室に掲示、ミーティング時の唱和により周知
- ・安全目標は策定されているものの、目標達成に向けた取組計画まで策定している事業者は少数

(2) 輸送の安全に関する情報の伝達

- ・経営管理部門の現場巡視での直接対話、運転日報、始業・終業ミーティング等により指示及び意見・要望等を把握
- ・現場とのコミュニケーションは活発で、トップダウン及びボトムアップとも良好

(3) 法令等の遵守

- ・法令遵守等について従業員教育、訓示、朝礼等により周知
- ・現場巡視等において業務実施状況を確認することにより遵守状況を把握

(4) 輸送の安全に必要な手順・規則

- ・手順・規則等は、教育・訓練を通じて周知
- ・規定集としてファイリングし、事務所、山麓・山頂室等に配備

(5) 教育・訓練

《現場従業員》

- ・現場従業員(季節従業員を含む)に対し、営業開始前に安全教育、運転取扱、施設機器取扱等の教育を実施
- ・救助訓練等を毎年実施、少数ではあるが訓練後「反省会」を実施し、課題を次回の訓練等に反映
- ・索道技術管理者等が試運転、各種点検、各種取扱いに立会い教育・訓練の効果把握を行っている事業者が多いが、アンケートにより把握しフォローアップ等に繋げている事業者も少数有り

《経営管理部門》

- ・安全マネジメント制度に関する教育として、地方運輸局主催の運輸安全マネジメントセミナーや索道技術管理者研修会に参加

(6) 事故等の対応

- ・事故発生時には、緊急連絡通報体制図に基づき、安全統括管理者を通じて経営トップまで報告
- ・事故等の原因究明及び再発防止策は安全統括管理者や索道技術管理者が検討し、現場ミーティング等において周知・実施
- ・ヒヤリ・ハット情報は、ミーティングや現場巡視等で収集し未然防止策を策定の上、ミーティングや掲示等で周知している事業者も見受けられるが、全体的に取組みの実施状況は低い

(7) 安全管理の取組み状況の点検と改善

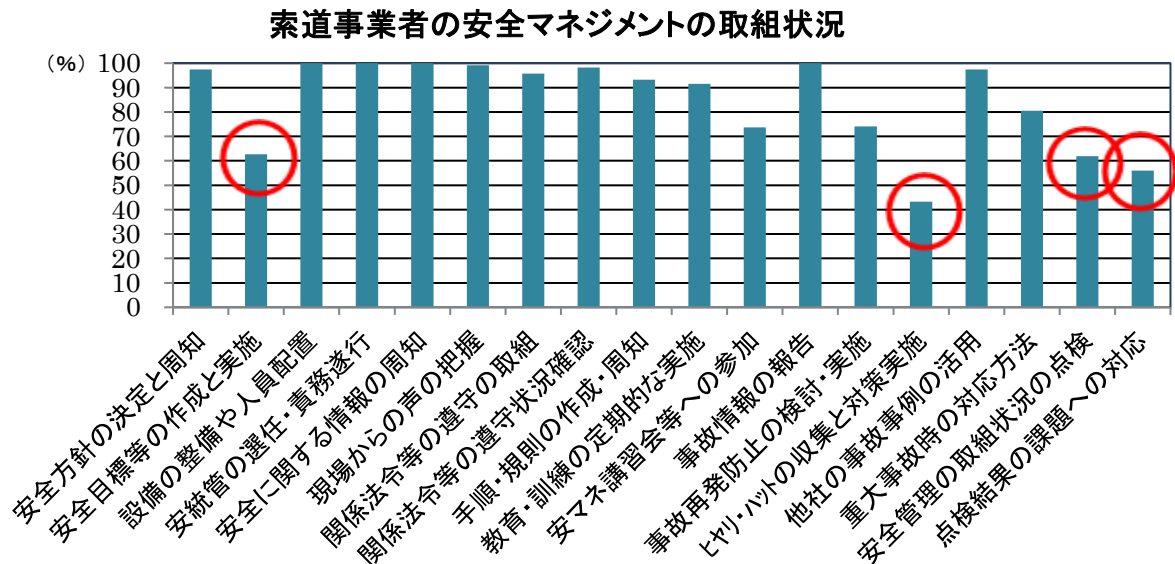
- ・シーズン終了後に設備等の点検を行い、次年度の整備計画に反映
- ・定期的(少なくとも年1回)の安全管理の取組状況を点検(C)し、問題点の改善(A)に繋げている事業者は少ない(「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用した点検(C)及び改善(A)の取組みが必要)

2. 今後の課題

上記1. の現状を踏まえ、安全管理体制の構築・改善に向けて以下の取組みを推進

- ① 安全目標及び目標を達成するための取組計画の策定
- ② ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の取組みの実施
- ③ 「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を活用した年1回の点検(C)の実施
- ④ 上記③の点検結果に基づく問題点の改善(A)の実施

[参考]



※小規模事業者ガイドラインに基づき実施した評価報告書(運輸安全マネジメント評価チェックリスト)の「判定」欄○△×をそれぞれ、2点、1点、0点に置き換え集計

参 考 资 料

「安全管理の取組み状況の自己チェックリスト」の記載例

無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者用
「安全管理の取組み状況の自己チェックリスト」の記載例

(※) 安全統括管理者は、以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取組み状況を定期的に確認し、代表者（経営者）へ報告しましょう。
 また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

点検日：平成 年 月 日

	「安全管理の進め方」 (ガイドライン) のポイント	自己点検のチェックポイント	取組 区分	判定	特記事項（具体的取組み内容等）
代表者へ経営者Vの役割	1 代表者（経営者）による、安全方針の決定と社内への周知徹底	・代表者（経営者）は、安全第一、法令・社内規則の遵守を明記した安全方針を定めているか	カ	○	索道安全管理規程第〇条に安全第一、法令・社内規則の遵守を盛り込んだ安全基本方針を明記。
		・社員への周知は行っているか	カ	○	各事務所への掲示、従業員に対する安全教育、索道安全祈願祭・現場巡視等での訓示などで周知。
		・社員への理解度・浸透度の把握を行っているか	推	△	現場巡視時の直接対話、定例会議の発言状況などで把握しているが、アンケートや個人面談などの具体的な把握は行っていない。
		・必要に応じ、安全方針を見直しているか	推	○	安全方針は、会社の憲法的存在であり、度々変更するものでないと認識していることから、法令改正や会社を取り巻く社会環境に大きな変化があった際、また大きな事故が発生した場合、必要に応じ、見直す方針。
2	代表者（経営者）又は安全統括管理者による安全目標の策定とその達成のための取組み	・具体的な安全目標を定めているか	カ	○	平成〇〇年度の安全目標は「係員のミス及び設備不具合による事故、人身障害事故0」を設定。
		・安全目標達成のための実施計画（具体的な取組み）を定めているか	推	○	具体的な修繕計画、教育・訓練計画を作成・実施するとともに、ヒヤリ・ハットの収集・情報共有、基本動作の励行を重点項目として推進
		・年に1回、安全目標の達成状況を取りまとめているか	カ	○	安全統括管理者が安全目標とその具体的な取組みの年間達成状況を取りまとめ、その他の課題と合わせ、社長に報告。平成〇〇年度は目標達成。
		・取りまとめた結果を基に、見直し、次年度の安全目標、実施計画に反映させているか	推	○	上記の取りまとめた結果を踏まえ、社長・安全統括管理者・索道技術管理者が対談して、次年度の安全目標、具体的な取組みを決定。
3	代表者（経営者）による、輸送の安全に必要な人員や設備等の確保・整備	・安全の確保に必要な人員を配置しているか	カ	○	各リフトに必要な要員を確保し、配置。（なお、各リフトには必ずベテランを〇名以上配置。）
		・安全の確保に必要な設備の維持・管理・整備を行っているか	カ	○	長期修繕計画、年度修繕計画を作成。平成〇〇年度は専門業者によるリフト定期検査、リフト部品の新替等実施。
安全統括管理者の役割	4	安全統括管理者は、安全方針を社内周知しているか	カ	○	各事務所への掲示、従業員に対する安全教育、現場巡回などで周知。
	5	安全統括管理者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取組みを積極的に行っているか	カ	○	安全目標と具体的な取組みの作成・実施責任者として、現場巡視や部下からの報告により実施状況を確認し、随時指示等を行っている。
	6	安全統括管理者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか	カ	○	シーズン中、リフト稼働状況等を月〇回社長とのミーティングで報告。安全目標の達成状況、現場からの意見・要望、事故等の情報、各種改善の実施状況、安全管理上の問題点等、シーズン終了時に報告。
	7	安全統括管理者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定め、周知しているか	カ	○	要員の責任・権限は安全管理規程に明記。安全管理規程については、その概要を従業員の安全教育で講義実施。
安	8	代表者（経営者）による、輸送の安全に必要な、情報伝達の仕組みの整備	カ	○	シーズン中、月〇回、社長は、通常安全統括管理者以下で実施される始業前打合せに参加し、指示事項等を伝達。

全に関する情報の伝達			・情報を確実に伝達し、共有するための仕組みを作っているか	推	○	点呼場に掲示板を設置し、安全に関する情報を掲出。
	9	代表者（経営者）又は安全統括管理者による、輸送の安全に関する、適時・適切な情報の伝達、及び現場の声の適時・適切な把握	・現場巡回等で社員と直接対話を行っているか	推	○	社長は、シーズン中、月〇回の現場巡視、安全統括管理者は、ほぼ毎日の現場巡回により、現場社員と直接対話を実施。
			・社員からの意見・要望を収集しているか	カ	○	上記直接対話や「社員からの提案箱」を設置し、意見・要望を収集。
			・輸送の安全に関して、会議などにより、話し合いが行われているか	推	○	シーズン中、ほぼ毎日、安全統括管理者以下で始業前打合せを実施。 シーズン中、リフト稼働状況等を月〇回社長とのミーティングで報告。 シーズン終了時、全社員と反省会を実施。
			・お客さまなどから輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか	推	○	当社ホームページに当スキー場お客様意見・質問コーナーを設置。 スキー場での意見・要望は、運転日報に記載し、安全統括管理者に報告。 シーズン中、安全統括管理者以下での始業前打合せの際、従業員から前日のお客様の声を報告。
		・社員との直接対話や会議などにおける意見・要望、お客様の声を、安全に関する取組みへ反映しているか	推	○	社員からの提案により、〇〇リフトの非常停止ボタン 設置位置を変更。（運輸局から認可済み） 救援訓練の反省会での意見から、次回は地元消防署に参加を要請。 お客様意見から、当社の安全対策をより詳細にHPに公表。	
法令等の遵守	10	代表者（経営者）又は安全統括管理者による、輸送の安全を確保するための関係法令や社内規則の定期的な遵守状況の確認	・関係法令や社内規則を社員へ周知しているか	カ	○	関係法令や社内規則は、社員教育により、遵守することを含め周知。 また、法令遵守は安全方針に明記し周知。
			・社員の遵守状況を確認しているか	カ	○	シーズン中、安全統括管理者のほぼ毎日の現場巡回により、社員の業務実施状況を確認。
手順・規則	11	安全統括管理者による輸送の安全に必要な手順・規則の作成・社内周知	安全管理規程、実施細則等が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）	カ	○	安全管理規程等は例規集としてファイリングし、各事務室、詰め所等に配付。
教育・訓練	12	現場要員への安全運行・施設保守に必要な教育・訓練の定期的な実施	・現場要員に必要な教育・訓練を定期的実施しているか	カ	○	毎年シーズン前に社員に対し運転取扱、施設取扱、安全教育を実施。
			・教育・訓練の効果を把握しているか	推	○	教育終了時、アンケートを実施。 安全統括管理者や索道技術管理者、索道技術管理員が試運転、各種点検、各種取扱い等に立会い、各自の作業状況を確認。必要に応じ、再教育。
			・教育・訓練の効果を踏まえ、実施内容の見直しを行っているか	推	×	アンケート結果を次回の教育内容に反映させることまでは未実施。 もっと分かりやすい教育方法があるかもしれないが、従来からのリフトであり、メーカーから提示された作業手順書により、教育を実施していることから、見直しは行っていない。
	13	代表者（経営者）や安全統括管理者等への運輸安全マネジメントに関する研修の実施	・代表者（経営者）等は、社内教育若しくは外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に定期的に参加しているか	カ	○	社長及び安全統括管理者は国土交通省主催の運輸安全シンポジウムに毎年参加。 索道技術管理者は運輸局主催の索道技術管理者研修等に毎年参加。
	14	事故が発生した場合、代表者（経営者）及び安全統括管理者まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか		カ	○	最新の緊急連絡網を整備済み。 緊急時の連絡が確実にいえるよう、社内で通話テストを実施。

事故等の対応	15	発生した事故・トラブルの再発防止策の検討・実施	・事故・トラブル情報を収集・分類・整理・分析し、対策を講じる一連の手順を定めているか	推	○	「事故処理規程」を定め、事故の報告から応急処置、再発防止対策を実施するまでの一連の手順を明確化。	
			・事故・トラブル情報について、収集・分類・整理・分析し、対策を講じているか	カ	○	営業開始以来、索道事故は発生していないが、有事の際は、原因究明、再発防止策の検討・実施等適切に行うこととしている。	
			・実施した対策が有効であったか、検証しているか	推	○	対策実施後、シーズン中、再発していないかを現場巡回により確認している。	
安全管理の点検と改善	16	必要に応じて、ヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハット」したできごと）を集め、事故防止に活用しているか		カ	○	本年4月に「ヒヤリ・ハットの収集・活用について」の手順を制定。 2月を安全強化月間と定め、収集箱を点呼場、リフト運転室・休憩室等に設置し収集。 情報は、対策や改善状況等のコメントを付け掲示板に掲出し、水平展開。	
			17	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか	カ	○	運輸局等から索道事故情報を入手した際は、社員に周知するとともに、類似事故・不具合が自社で発生することがないか、設備点検等を実施。
					18	代表者（経営者）による、重大な事故等が発生した場合の対応方法の事前決定	・全社的（本社・現場）対応をとる必要があるような事故・災害等を定め、連絡体制、救助・応急措置・復旧措置等の方法を示したマニュアルを作成しているか
・マニュアルを社員へ周知しているか	カ	○	社員教育、救助訓練において周知。				
・必要に応じ、シナリオ等を作成し、重大事故発生時の対応訓練を実施しているか	推	×	上記救助訓練では、重大事故を想定してシナリオを作成し、実施してまではない。また、地元警察・消防等の関係機関に参加・協力要請は行っていない。				
			・緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに見直し、電話番号等に変更がないかどうか確認をしているか	推	○	毎年、シーズン前に索道技術管理者が規程類の見直し・最新化を行っている。	
記録の作成と保管	19	輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取組みを点検し、把握した問題点を改善すること	・安全統括管理者は、少なくとも年1回、本チェックリストを活用するなどして、安全目標の達成状況や安全目標達成のための具体的取組み等の状況を点検し、その結果を代表者（経営者）に報告しているか	カ	○	シーズン終了後、安全目標、具体的な修繕、教育・訓練、ヒヤリ・ハットの収集・情報共有、基本動作の励行等の実施状況を索道技術管理者からの報告等により取りまとめ、社長に報告。 本チェックリストにより自己点検を実施し、社長に報告。	
			・代表者（経営者）は、上記の点検の結果、問題があれば改善しているか	カ	○	上記の取りまとめの結果を踏まえ、社長・安全統括管理者・索道技術管理者が相談して、次年度の安全目標、具体的な取組みを決定。 事故の未然防止のため、「ヒヤリ・ハットの収集・活用について」の手順を制定。	
記録の作成と保管	20	安全管理体制を維持していくうえで必要な記録の作成と保管	・1. の安全方針の周知の取組み状況を記録しているか	推	○	上記1. の記録あり。	
			・2. の安全目標の決定、達成状況の審議・検討の状況を記録しているか	推	○	上記2. の記録あり。	
			・8. 9. の各種情報伝達の実施状況を記録しているか	推	△	上記8. 9. の内、始業前打合せにおける社長からの指示事項、直接対話における意見・要望、「社員からの提案箱」、社長とのミーティングにおける報告、シーズン終了時の反省会についての記録あり。	
			・12. 13. の各種教育・訓練の実施状況を記録しているか	カ	○	上記12. 13. の記録あり。	
			・14～18. の事故等の対応について、各種実施状況を記録しているか	カ	○	上記14～18. の記録あり。	
			・19. の安全管理の取組み状況の点検と改善の実施状況を記録しているか	カ	○	上記19. の記録あり。	

- ※ 取組区分欄の㊦は、「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」（ガイドライン）に記載されている取組み、㊧は、安全管理の取組みを向上させる上で、推奨する取組みを示す。
- ※ 実施している場合は『判定』欄に○、一部実施している場合は△、実施していない場合は×を記入すること。
- ※ 『特記事項（具体的取組み内容）』欄には、自社で行っている取組みの概要や取組みが困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを具体的に記入すること。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況
ヒヤリ・ハット情報を収集していない	平成〇〇年〇月〇日	ヒヤリ・ハット情報報告要領を作成→今期シーズン前に従業員教育で当該要領を説明周知し、収集を開始する予定
搬器内の扉スイッチが露出していたため、乗客が触れて開扉するおそれがあることが判明	平成〇〇年〇月〇日	扉スイッチに跳ね上げ式の亚克力板を設置
〇〇リフトの非常停止ボタンの設置位置が係員の所定の位置から離れていたため、緊急時の対応が遅れるおそれがあることが判明	平成〇〇年〇月〇日	非常停止ボタンの位置を変更するとともに、ボタンを大型のものに交換

年 月 日

署名：(代表者名)

署名：(安全統括管理者名)

索道事業者の取組事例

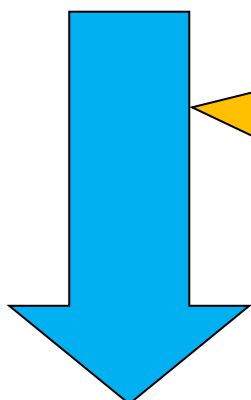
【安全方針】

朝礼で安全方針を唱和しているが、現場社員から「文章が長く内容を理解しづらい」「暗記しやすいものに」等の意見が寄せられたことから、安全方針の見直しを行った。

《安全方針の見直し事例》

➤ 旧安全方針

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。



【改善点・コンセプト】

- ・ 完結明瞭な内容
- ・ ガイドラインに求められている要素を明確化
- ・ 業務遂行の規範となる方針
- ・ 全社一丸となった宣言

➤ 新安全方針

1. 私たちは、すべてにおいて安全を最優先します。
2. 私たちは、定められたルールに従い、安全運転を行います。
3. 私たちは、安全の維持・向上に努めます。
4. 私たちは、安全運転を通じお客様に最高のサービスを提供します。

【安全方針】


安全方針を記載した携帯カードを作成し、社員に携帯させるとともに朝礼時に唱和

している。

なお、携帯カードの裏面には、安全に係る「私の行動」として、自身の目標や決意を自筆で記載させ、ミーティング時に発表させている。

《携帯カード事例》

(表面)




**MLIT スキーパーク
安全方針**

1. 私たちは、すべてにおいて安全を最優先します。
2. 私たちは、定められたルールに従い、安全運転を行います。
3. 私たちは、安全の維持・向上に努めます。
4. 私たちは、安全運転を通じお客様に最高のサービスを提供します。

2

(裏面)



**安全を
すべてに優先して行動します。**
(安全を現場力と社員一丸の支持により、日々
創り上げていきます)

私の行動

【安全重点施策】

安全重点施策については、「安全目標」の『運転事故ゼロの継続』と「取組計画」として設備の維持・管理を中心とした年間及び中長期的な計画を策定し、「安全目標」達成に向け取り組んできたが、ヒューマンエラーに起因するトラブルが2回連続して発生したことから「取組計画」について、従前の設備の維持・管理計画に加え、ヒューマンエラーの防止に向けた人材育成等（ソフト面）に関する項目を追加した。

《安全重点施策の見直し事例》

➤ 旧安全重点施策

安 全 目 標

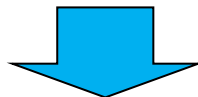
『運転事故ゼロの継続』

取 組 計 画

・安全で安定した輸送に関する設備の維持・管理

3

➤ 新安全重点施策



安 全 目 標

『運転事故ゼロの継続』

取 組 計 画

①基本動作の励行

・指差喚呼の徹底

②ヒヤリ・ハット情報を活用した事故防止

・ヒヤリ・ハット情報収集の活性化

③安全で安定した輸送に関する設備の維持・管理

・年間設備維持・管理計画の策定と実施

4	<p>【安全重点施策】</p> <p>従前、安全重点施策として安全目標と取組計画を策定し取り組んできたが、具体性に欠けていることから実効性に課題があるため、「誰が」「いつ」「何をするのか」を明確にした「安全重点施策実施計画表」をスキー場ごとに作成・周知することにより、担当者の責任感を醸成させるとともに社員の理解・認識を深め、取組みの推進を図った。</p> <p>≪「安全重点施策実施計画表」例≫</p> <p>別紙 1 (●ページ)</p>
5	<p>【安全重点施策】</p> <p>安全重点施策（安全目標・取組計画）の進捗・達成状況をシーズン終了時に「安全重点施策進捗状況管理表」を用いて各スキー場から報告を求め、本社において検証を行い、次シーズンの安全重点施策の策定に反映させている。</p> <p>≪「安全重点施策進捗管理表」例≫</p> <p>別紙 2 (●ページ)</p>
6	<p>【コミュニケーション】</p> <p>経営管理部門と現場職員とのコミュニケーションの充実を図るため、経営トップ、安全統括管理者が積極的に現場巡回を行い、声かけを実施している。</p> <p>また、安全統括管理者が中心となって、2週に1回リフト係員等を集め「運行安全ミーティング」を実施し、情報の伝達及び意見・要望の収集等を実施している。</p> <p>なお、現場からの意見・要望に対し、当日回答できない事案については、原則次回のミーティングの際に回答することとしており、対応不可能な事案に対しても理由を添えて回答するなど、丁寧な対応を心がけている。</p>
7	<p>【コミュニケーション】</p> <p>社員からの意見、要望の収集について、対話によるものの他「提案改善シート」を活用し、本人には必ず回答することと併せ、優良な提案については表彰している。</p>

8	<p>【コミュニケーション】</p> <p>従前までは、経営会議の議題の一つとして索道の安全について議論を行ってきたが、時間的な制約もあり十分な議論が行われなかったことから、索道の安全に特化した「索道安全推進会議」を新たに設置した。</p> <p>◀「索道安全推進会議」概要▶</p> <p>議 長：社長</p> <p>構成員：社長、常勤役員、安全統括管理者、スキー場支配人、担当部長、索道技術管理者 等</p> <p>役 割：安全管理体制及び法令遵守に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する取組みの進捗管理と見直し ・発生した事故等の原因究明と再発防止策の検討 ・設備機器等の更新及び修繕等の計画管理 等 <p>頻 度：毎月1回</p>
9	<p>【リスク管理】</p> <p>強風・落雷等で度々リフトが運休しているため、近隣のスキー場から情報を入手して事前の事故防止対策に活用している。</p>

【リスク管理】

係員に異常運転時の症状や運転中の注意事項を記載した安全運転携帯カードを携帯させ、係員に安全運行を周知徹底させている。

《携行カード事例》

(表面)

(裏面)

安全運転携帯カード

氏名 国土 太郎

始業点検
試運転前に必ず実施

試運転
目視点検後に試運転開始

- ①試運転は半循環以上
- ②メーターの振れに注意
- ③回転状態、異音、温度、異臭をチェック
- ④制動試験は必ず実施

運転記録
いつもと違うは要注意

運転前

風
人
線路

リフトの運転にあたって、線路の安全確認、風速のチェック、リフトに人がいないかを確認してから運転ボタンを押す。

運転中

乗りそこない
降りそこない
搬器間隔

運転中は特に乗り場、降り場での乗りそこない、降りそこないに注意する。また、搬器間隔に異常がないか注意する。

運転後

電源
ブレーキ
人確認

運転終了後は、降ろしそこないがないかを確認してから、電源を切る。主電源は入っているか、ブレーキは確実に効いているかを最終確認。

10

【リスク管理】

リフト監視員が「ぼんやり状況」に陥りやすいことから、パトロール員はゲレンデ巡回の際に、必ず監視室に寄り監視員の気持ちがりフレッシュするよう「声掛け」行う取組みをルール化した。

11

【リスク管理】

朝礼等で作業における危険箇所を認識させるため、リスク確認をさせている。

《確認リスト事例》

本日の作業を始める前に必ず、記入して下さい。

- どんな場所で作業を行うのか？ : 高い、低い、暗い、密室、段差、台上、開口部
- どんな姿勢で作業をするか？ : 腰をかがめて、伸び上がって、無理な大勢、近づけて
- どんな設備、機械を使う？ : 電動工具、重機、足場、支保工、昇降設備、揚重機、ワイヤ
- 取り扱う対象は扱い易い？ : 重い、軽い、大きい、小さい、転がり易い、滑り易い
- 複数の人がかかわる？ : 小人数、多人数

目標「労働災害ゼロ」

ま・・・まあ、大丈夫

み・・・見切り発車

む・・・無理を承知

め・・・面倒くさい

も・・・もういいだろう

全て事故になる！

【リスク管理】

「ヒヤリ・ハット情報」の収集・活用の取組みを始めるにあたり、各種規定の整備も必要ではあるが、まずは「取組んでみる」ことが大切であると考え、収集様式を策定した。

しかしながら、なかなか現場職員から報告されないため、終業点呼やミーティングの際に管理者が聞き取りを行い記載しているのが現状ではあるが、年間10件程度の情報が収集され、取組みは動き出したと考えている。

13 なお、収集した情報については、センター長や索道技術管理者が対策等を検討し、点呼等において周知している。

また、年間の報告書を取り纏め、シーズン前の従業員教育に活用・周知している。

《「ヒヤリ・ハット、気がかり事例報告」例》

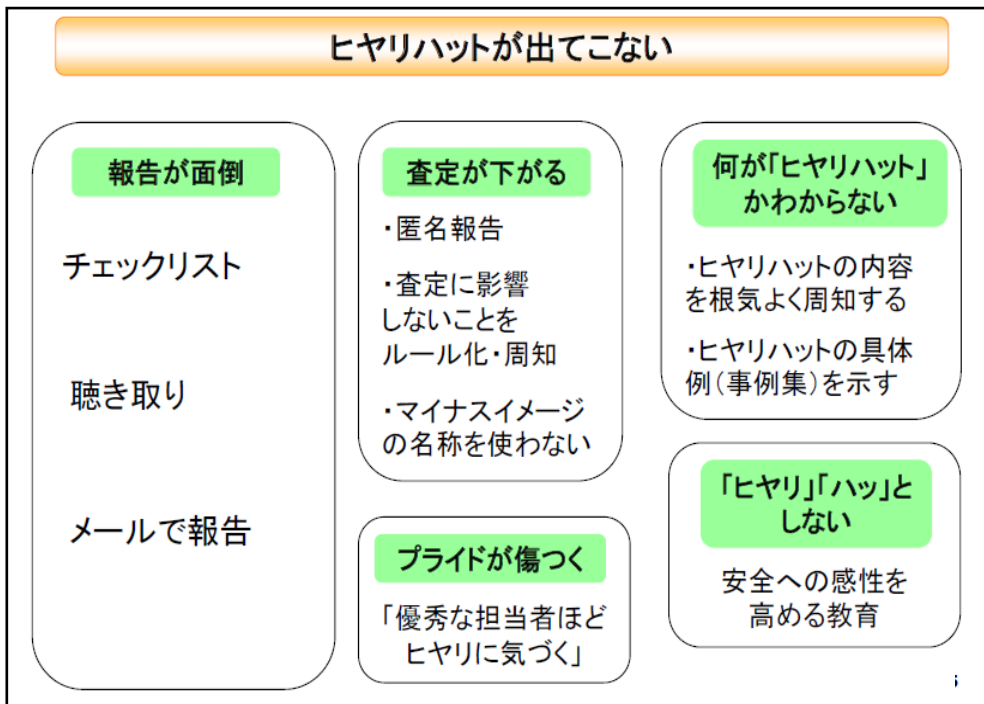
別紙 3 (●ページ)


【リスク管理】

索道主任会議及び社内イントラネットでヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止対策を講じている。

《ヒヤリ・ハット情報収集のアドバイス》

14



15	<p>【重大な事故等への対応】</p> <p>近隣のスキー場、警察消防と連携し、重大事故等対応の体制を充実・強化している。</p>
16	<p>【重大な事故等への対応】</p> <p>事業規模が小さいため、重大な事故発生時にはリフト係員のみでの対応では十分でないことから、季節職員を含む冬期に従事する全てのスキー場職員に対し「緊急救助訓練」及び「索道安全講習会」を実施し、迅速な対応と被害軽減に努めている。</p> <p>また、「緊急救助訓練」終了後には、参加者全員で反省会を実施し、一人ひとりから感想をもらうとともに、見出された課題等は次回の訓練や規程の見直しに反映している。</p>
17	<p>【重大な事故等への対応】</p> <p>毎年1回、スキーシーズン前に「救助訓練」を行っているが、乗客役が従業員であることから、スムーズな救助が行われている反面、マンネリ化や緊張感が希薄となっていたことから、より実践的な訓練とするため、シーズン中にも、一般のお客様に乗客役として参加して頂き「救助訓練」を実施した。</p> <p>当該訓練により、従業員がお客様に対し、どう指示すれば良いのか体験することができ、また、訓練を一般のお客様に見てもらうことで、従業員のモチベーションの向上に繋がった。</p> <p>さらに、一般のお客様に対し、「安全・安心」をアピールすることができた。</p> 
18	<p>【教育・訓練等】</p> <p>外部講師を招き、法令遵守に係る講義を開催している。</p>

19	<p>【教育・訓練等】</p> <p>スキーシーズン前の従業員教育に使用する資料については、以前は文字中心の資料を使用している事業者が多かったが、最近は写真や絵を使って研修をしている事業者が散見されるようになった。事業者は、写真や絵を使うことにより、講師は説明しやすいとの利点に加え、従業員に対しては具体的に、より確実に伝えることが出来るようになったと思っている。</p>
20	<p>【教育・訓練等】</p> <p>マイクロバスを所有している索道事業者が、自動車モードの運輸安全マネジメントセミナーに参加している。</p>
21	<p>【教育・訓練等】</p> <p>毎年、シーズン前にリフト係員のみならず、冬季従事する全ての現場係員に対し「索道安全講習会」を実施し、終了後にはアンケート調査を行い、理解度を把握するとともに、次回のカリキュラムや講師の力量向上に反映させている。</p> <p>《アンケート事調査例》</p> <p>別紙 4 (●ページ)</p>
22	<p>【安全管理の取組み状況の点検】 (内部監査)</p> <p>従前、シーズン終了後に索道技術管理者が索道事業者用の「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」(以下、チェックリストという。)を用いて安全管理体制を点検し、安全統括管理者を通じ社長に報告し見直し・改善を実施してきたが、社長より「自らの取組みをじっくりと振り返り検証したい」との要望があったことから、チェックリストを参考に、社長及び安全統括管理者用の「安全管理の取組状況の自己点検票」を作成し、自身で点検する仕組みとした。</p> <p>《社長用の自己点検票の事例》</p> <p>別紙 5 (●ページ)</p>

【安全管理の取組み状況の点検】（内部監査）

安全管理の取組みについて自社が作成したチェックリストを用いて、現場に対し内部監査を実施して、その結果を経営トップに報告している。

《チェックリストの項目事例》

安全管理監査チェックリスト（例）

【チェック項目】

1. 始業点検の実施状況
2. 緊急時の連絡網の掲示状況・整備状況
3. 予備原動機の試運転状況
4. 予備原動機の運転マニュアルの整備状況
5. 救助用具の整備状況
6. 保安設備の状況
7. 緊張目盛の状況
8. リフト利用の注意看板の状況
9. 教育訓練の実施状況
10. 年末年始の総点検実施状況
11. ヒヤリ・ハットの情報収集の方法
12. 索道協会などからの索道情報の保管状況・伝達状況
13. 検査及び点検記録簿の状況
14. 安全管理の取組状況
 - ① 安全に関する情報の伝達
 - ② 法令等の遵守
 - ③ 手順・規則
 - ④ 教育・訓練
 - ⑤ 事故等への対応
15. その他

24	<p>【安全管理の取組み状況の改善】（マネジメントレビュー）</p> <p>更なる安全管理管体制の構築・改善を図るため、年度末の「索道安全推進会議」の場において、1年間の安全管理の取組状況の検証を行い、次年度の取組計画等を策定している。</p> <p>①議題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への安全方針の浸透・定着状況 ・安全重点施策（安全目標と取組計画）の進捗・達成状況 ・コミュニケーションの状況（職員、お客様） ・事故の発生状況（対策の策定、実施状況） ・教育・訓練の実施状況 ・安全管理の自主点検の結果 ・国の保安監査、運輸安全マネジメント評価の結果 <p>等</p> <p>②決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全方針の継続 ・次年度の安全重点施策 ・輸送の安全に関する組織・人員の体制 ・安全投資計画 ・教育・訓練計画 <p>等</p>
25	<p>【記録の作成及び維持】</p> <p>安全管理体制の仕組みが構築され、運用していくなかで、各種会議の議事録を作成していなかったため、過去の取組状況や考え方を振り返ることができず、新たな対策や取組みの策定に苦慮したことから、確実な記録の作成を指示した。</p> <p>ただし、記録内容については、過剰・複雑な記録化は却って記録管理の効率を損なうことから、過剰な記録を作成しないこと、また、記録は読みやすく、容易に識別・検索できるよう留意している。</p>

※ これらを参考に、自社の事業規模や安全管理体制の構築状況に応じた取組みを実施され、事故防止に繋がられることを期待します。

安全目標

『運転事故ゼロの継続』

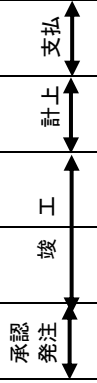
取組計画

- ① 基本動作の励行
- ② ヒヤリ・ハット情報を活用した事故防止
- ③ 安全で安定した輸送に関する設備の維持・管理

何を
いつ
どこ

いつ

No	安全重点施策 (P)	具体的な取組み (D)	推進責任者	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
1	基本動作の励行	指差喚呼の徹底	〇〇			●			●			●			●	索道技術管理者が子エックリストを用いて実施状況を確認
2	ヒヤリ・ハット情報を活用した事故防止	ヒヤリ・ハット情報収集の活性化 (収集目標: 40件)	〇〇	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ミーティング時に収集
3	安全で安定した輸送に関する設備の維持・管理	年間設備維持・管理計画の策定と実施	〇〇 〇〇※ ¹	● (1)	● (3)						● (開始前検査)	● (1)	● (1)	● (3)	● (1)	●月検査 ※ ¹ 握索装置 OH



平成〇〇年度 (夏季・冬季) 安全重点施策 進捗管理表 〇〇スキー場 (平成〇年〇月〇日)

安全目標

『運転事故ゼロの継続』

取組計画

- ① 基本動作の励行
- ② ヒヤリ・ハット情報を活用した事故防止
- ③ 安全で安定した輸送に関する設備の維持・管理

No	安全重点施策 (P)	具体的な取組み (D)	達成度	評定理由 (現状把握) (C)	未達成の場合の次期以降での対応 (A)	備考
1	基本動作の励行	指差喚呼の徹底	100% 70%以上 70%未満	概ね実施されているが、個人によって実施する場面にバラツキがある。	・実施する場面(対象)を絞って、統一化を図ることが必要。	
2	ヒヤリ・ハット情報を活用した事故防止	ヒヤリ・ハット情報の活性化 (収集目標:40件)	100% 70%以上 70%未満	・収集目標40件に対し、収集件数が15件であった。 ・収集方法は、報告様式を定め、自主的な報告。	・収集の活性化を図るため、運転日報に「気付き」欄を追加記入してもらう。 ・運転日報の報告の際にも積極的な聞き取りを行う。	
3	安全で安定した輸送に関する設備の維持・管理	年間設備維持・管理計画の策定と実施	100% 70%以上 70%未満	・年間計画を策定し、計画どおりに実施した。	・次期シーズンも確実に実施する。	

ヒヤリ・ハット、気がかり事例報告

運行中、点検・整備中等で、ヒヤッとしたこと、ハットしたこと、良い事例(アイデア)などを記入してください。

施設名	〇〇山観光センター	氏名	(匿名でも可) 〇〇 〇〇
日時	平成〇年〇月〇日(〇)	〇時頃	天候(〇)
発生場所	リフト名(第1観光リフト) 山麓停留所 ・山頂停留所・施設等()		
【内容】			
<p>..... 山麓停留所でお客さま対応を行っていたら、後続のお客様が後ろを 通って先に乗車しようとしたのでヒヤッとした。 </p>			
原因(該当すると思われるものに○を付けてください。)			
人的	作業方法・作業動作・確認不足・不注意・合図		
動的	機械設備不良・工具不良・ 作業環境		
その他	良い事例・工夫アイデア・ 作業環境改善		
【対策等】(センター長、索道技術管理者が記載)			
<p>..... 乗車の間口が広いことが原因と考えられることから、追い越し 乗車を防止する柵の設置を検討中である。(平成〇年〇月〇日設 置完了/第2観光リフトも同仕様であったため柵を設置) 〇〇 </p>			

索道安全講習会 アンケート

実施日	所属	氏名
平成 年 月 日		

このアンケートは、今後の教育・訓練をより効果的に行うための参考としますので、率直なご意見をお聞かせ下さい。

1. この講習会の全体的な感想について

ア. 大変満足した イ. 満足した ウ. あまり満足しなかった エ. 満足しなかった

2. この講習会で得たことの現場での活用について

ア. すぐに活用できそう イ. 将来的に役立つ ウ. あまり役立たないと思う

3. 教科目の編成について

(1)教科目編成の評価

ア. 大変満足した イ. 満足した ウ. あまり満足しなかった エ. 満足しなかった

(2)教科目等の追加提案

4. 講習時間について

ア. 適当 イ. 長い(時間位が望ましい) ウ. 短い(時間位が望ましい)

5. その他、この講習会についてのあなたからの提案や意見等

(1)この講習会で学んだことを今後の業務にどう活かすか

(2)この講習会に対する提案・感想(自由にお書きください)

(ご協力ありがとうございました)

別紙 5 ≪社長用の自己点検票の事例≫

安全管理の取組状況の自己点検票（社長用）

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底する努力を行っているか。		
2	法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を策定しているか。		
3	安全方針を率先垂範により周知徹底する努力を行っているか。		
4	安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を策定しているか。		
5	安全目標の達成のための取組計画を策定しているか。		
6	安全運行に努め、安全目標を達成したか。		
7	安全目標の達成結果を基に、次年度の安全目標等の見直しを行っているか。		
8	安全統括管理者から運行の安全に関する情報につて、適宜報告を受けているか。		
9	社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、意見・要望を聴いたりしているか。		
10	重大事故が発生した場合の対応方法等を定めているか。		
11	事故が発生した場合、迅速に報告を受けているか。		
12	安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置などを行っているか。		
13	運輸安全マネジメントに関する研修(社内教育を含む)等に参加しているか。		
14	少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況(安全目標、取組計画の取組状況、安全管理の体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善しているか。		

※ 実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。
 ※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取組の概要や取組が困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

安全の確保の状況の今後の課題とその解決策		
今後の課題	解決策	備考

成果があった事項と今後の発展		
成果があった事項	今後の発展	備考

平成 年 月 日

署名:代表取締役社長

運輸安全取組事例の公開

運輸安全マネジメント評価を通じて知り得た運輸安全情報の中で、運輸事業者において安全性が向上した事例、取組みに苦慮された事例等を事業者のご協力のもと、「運輸安全取組事例」として周知・公表させていただいております。

取組事例は、国土交通省ホームページで公開中です。

URL:http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

English | 用
Google | カ
ホームに戻る | 国土交通省

ホーム >> 政策・仕事 >> 運輸安全 >> 運輸安全取組事例

運輸安全

交通安全・防災・技術開発 | 鉄道の安全 | 自動車交通の安全 | 海

主な施策等

- ◆運輸安全マネジメント制度
 - [1]運輸安全マネジメントとは?
 - [2]制度の経緯
 - [3]評価のイメージ
 - [4]評価の実施計画・状況
 - [5]評価の実施結果
- ◆運輸安全セミナー
- ◆運輸安全パイロット事業
- ◆運輸安全シンポジウム
- ◆シムラガ「運輸安全」
- ◆運輸安全取組事例
- ◆事故事例に見る教訓

メルマガ「運輸安全」
セミナー開催案内
運輸安全取組事例

業 種	バス事業者【業種分類：バス】
取組分野	教育・訓練
テーマ	乗務員研修用ハザードマップの作成
取組の狙い	危険道路等の運転時の注意事項を乗務員にわかりやすく周知
具体的内容	<p>1. 東京都交通局では、江戸川自動車営業所で作成したハザードマップ（以下に掲げる潜在的な危険箇所が路線上に記載された地図）について水平展開を図り、全営業所で同様に作成しました。</p> <p>2. 各営業所では、このハザードマップの提示や乗務員への提供により潜在的な危険性を把握させ、事故の予防と乗務員の安全意識向上に資する取組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①駐車率の高い箇所 ②児童の横断の多い信号機、横断歩道 ③崖状状況（路端橋、路端凹凸、幅員狭隘） ④右左折時における自転車・歩行者への注意が必要な箇所 ⑤過去の事故状況（道路渋滞）
取組の効果	<p>本件取組の先行事例である江戸川営業所の事故件数は、導入後2年連続して減少し、ハザードマップの作成もこれに寄与していると考えられます。</p> <p>平成15年（導入前）：70件、平成16年：45件、平成17年：37件</p>
事業者名	東京都交通局江戸川自動車営業所 【連絡先：××部××室×××、電話××-××××-××××】



▲江戸川自動車営業所(男子) ▲子粒自動車営業所(指示)

事例をクリック!!

- 株式会社イローズ (掲載日:2010/4/1)
移動式シミュレータを活用した内航船員教育訓練の実施
- 小田急バス株式会社 (掲載日:2010/1/1)
家族の理解と協力を得ながら社員の安全意識向上

業 種	索道
取組分野	教育・訓練
テ ー マ	限られた人員内での技術業務知識の習得とスキルアップ
取組の狙い	運輸技術部門の限られた配置人員の中、定期検査時の教育・訓練（継続的 OJT）等を通じて各人の多能化を図ることで、組織全体の安全管理レベル向上をめざす
具体的内容	<p>御在所ロープウェイ(株)では、検査、点検等の作業について、業務知識の習得とスキルアップを図りつつ、専任者のみならず他業務の担当者も実施可能な体制を構築している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・訓練により比較的簡単にできる日常点検等は、専任担当者以外の者（他業務担当者）に行わせ、専任担当者は難易度が高い設備・装置等の定期的な検査作業に多くの時間を割けるようにし、役割分担と責任を明確化した上で効率的な作業を実現している。 2. 他業務担当者は運行の業務知識はあるが、技術的な知識が足りないため、各種測定器等使用する機器の基礎知識の習得から始め、適正な使用方法の実地訓練を行う等、教育・訓練に工夫をこらしている。今後もマンツーマンの OJT 教育など継続的に実施しつつ内容の充実を図る予定である。 3. 現在、教育の一環として、他業務担当者に写真入りのマニュアル（【参考】を参照）を作成させている。今後はより一層個人のスキルアップを図るために、教育・訓練自体を PDCA サイクルにより向上させていくこととしている。
取組の効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 普通索道に関しては、専任担当者を含め部全体 15 人で点検可能になった。 2. 他業務担当者においても油切れや故障等の異音を早期に察知することができるようになり、事故・故障の未然防止に向けた迅速な安全対応が可能になった。
事業者名	御在所ロープウェイ(株) (連絡先：運輸技術部 電話 059-392-2261)

1ヶ月検査作業手順

○ 搬器制動機・圧縮機・給電軌条・保安装置測定用紙(山上・山麓共通)

搬器制動機・圧縮機・給電軌条及び保安装置測定用紙

☆山頂原動停留場

年月日

天気 気温 °C

測定者 ①

◎搬器制動機		◎空気圧縮機		◎非常事態を検出するための装置	
主制動	補助制動	①	②	設定値	測定値
設定値	207	0.5~0.8Mpa	0.5~0.8Mpa	S1	97 mm
測定値	168	Mpa	Mpa	S2	55 mm
	175			S3	470 mm
				S6	190 mm
				S7	445 mm

◎給電軌条の摩耗量

出発装置	到着装置
前月値	4 mm
摩耗量	mm

◎運転保安検出

検出装置番号	号
出発側	④
到着側	号

☆山麓緊張停留場

年月日

天気 気温 °C

測定者 ①

◎搬器制動機		◎空気圧縮機		◎非常事態を検出するための装置	
主制動	補助制動	①	②	設定値	測定値
設定値	210	0.5~0.8Mpa	0.5~0.8Mpa	S1	95 mm
測定値	194	Mpa	Mpa	S2	55 mm
				S3	468 mm
				S6	190 mm
				S7	460 mm

◎給電軌条の摩耗量

出発装置	到着装置
前月値	4 mm
摩耗量	mm

◎運転保安検出

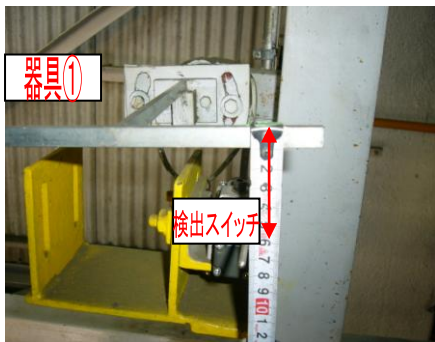
検出装置番号	号
出発側	④
到着側	号

- ① 実施日、天候、気温、測定者の氏名記入。
- ② 搬器制動機測定（到着側・・・主制動、第2ブレーキ、減速ブレーキ）（出発側・・・搬器位置ブレーキ、追突防止ブレーキ）



2名一組にて電磁弁を動作させ、ブレーキが作用している状態にして上図赤→内の数値を測定する。尚、ブレーキ内にパットがある場合はパット表面までを測定する。測定する位置については各ブレーキ前に目印があるのでその前方を測定する。

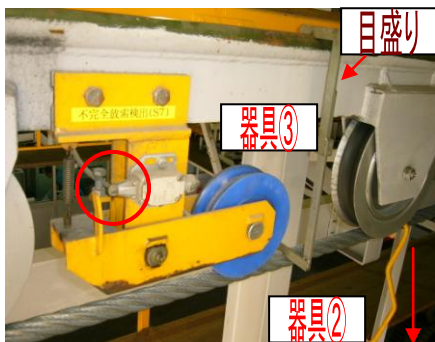
③ 各種保安装置測定
S1、S2、S6測定



保安装置本体の異常（検出スイッチの歪みなど）がないか確認し、器具①を設置して器具上部から検出スイッチまで(左図赤→)を測定する。S1、S2、S6の測定は基本的に同じであるが、搬器の検出板が検出スイッチの下部で動作するS1、S2は検出スイッチの下部までを、検出スイッチの上部で動作するS6は上部までを測定する。

注) 器具①はレールに対して平行に設置されており、測定時は器具に対してメジャーを垂直にして測定する。

S7測定



保安装置本体の異常（ばねの破損など）がないか確認し、器具②を使い、曳索を下げたS7のリミットスイッチ（赤○）が動作した所で器具③に表記されている目盛りを測定する。

曳索を器具②で下げるときは垂直に下げないと正規の設定値が出ないので注意する。尚、1名では困難な為、2名で作業を行い、曳索を下げる係と測定する係に分かれて作業を行う。

業 種	索道
取組分野	教育・訓練 安全重点施策の確実な実施等 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
テーマ	着任者教育の充実等ハード、ソフト両面に於ける安全対策の推進
取組の狙い	季節従事者等に対する安全教育の充実、ヒヤリ・ハットの事例の共有、整備作業マニュアルの見直し、充実を図るとともに、索道施設の整備・改善を行うことにより、輸送の安全確保を図る。
具体的内容	<p>飛騨森林都市企画(株)では、平成 18 年度から毎年度安全重点施策を定め取り組んでおり、最近では以下を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋼索交通協会から入手した事故事例等をもとに、自社にて検証対策を行っています。また、これらの事例は、ゴンドラリフトスタッフの着任時教育や、朝礼や終礼時において発表し、職員の啓蒙を図っています。  <p>(着任者教育の様子)</p> 2. 毎年、ゴンドラ・リフトの救助訓練を行っています。平成 21 年度は、地元の高山市消防署、高山市高根支所の参加を得て実施しました。  <p>(ペアリフト救助訓練の様子)</p> 3. 統一的なヒヤリ・ハット報告書の様式を作成し、各自から少なくとも一報告を行うよう指示しています。これらの報告に、各部の部長が「上司の意見・助言」記入したうえで、社長及び安全指導課長に提出するとともに、事例の共有を行うこととしています。 4. 毎朝の朝礼で「安全の基本理念・安全方針」を社長を含む当日の出勤者全員で唱和を行い、安全意識の向上を図っています。 5. 毎年度、施設について所要の整備・改善を行うとともに、作業手順等に係るマニュアルの見直し、充実を図っています。   <p>(作業手順をマニュアル化、写真でわかりやすく)</p> <p>(参考) 最近の整備関係契約金額 H19 年度:62,571 千円、H20:28,347 千円、H21:25,409 千円</p>
取組の効果	平成 10 年度開業以来、索道運転事故は発生していません。
事業者名	飛騨森林都市企画(株)(注:「チャオ御岳スノーリゾート」を運営) 事業部安全指導課(連絡先:0577-59-3620)

安全管理の自己点検票

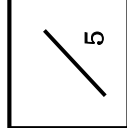
(鋼索鉄道・索道事業者等)

※「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」(小規模ガイドライン)を指標として、安全管理の取組みを点検します。

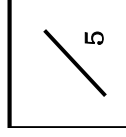
<質問>

- ◆経営の考えと計画
 - 安全方針が設定され、社内で周知されていますか？
 - 安全目標が具体的に設定されていますか？
 - 輸送の安全に必要な設備の更新・整備や人員が十分配置されていますか？
 - 安全管理に携わる者の役割・権限を明確に定めていますか？
 - 安全統括管理者を中心として、安全目標の達成に向け積極的に取り組んでいますか？
- ◆コミュニケーション
 - 社内で輸送の安全についての話し合いが定期的になされていますか？
 - 代表者(経営者)は現場の社員と直接話す機会がありますか？
 - 代表者(経営者)は社員の意見・要望を聴いて対応していますか？
 - 他の部門との会議等、安全に係る横断的な話し合いが行われていますか？
 - 利用者の声を集め、安全の取組みに反映されていますか？
- ◆安全管理の取組み
 - 輸送の安全に必要な手順・規則を作成していますか？
 - 安全運行・施設保守に必要な教育・訓練を実施していますか？
 - 安全管理に携わる者は運輸安全マネジメント制度の研修会等に参加していますか？
 - 関係法令・社内規定を遵守して、安全運行・施設保守を行っていますか？
 - 少なくとも年1回、緊急通報・連絡先の電話番号等を確認していますか？
- ◆リスク管理
 - 重大な事故等が発生した場合、直ちに代表者(経営者)まで報告されます手順がありますか？
 - 重大な事故等が発生した場合の対応方法を策定し、周知していますか？
 - 発生した事故の再発防止対策を考え、実施していますか？
 - ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用していますか？
 - 他社の事故事例などを集め、事故防止に活用していますか？
- ◆見直しと改善
 - 少なくとも年1回、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を確認していますか？
 - 達成状況や取組状況の確認に自己チェックシートなどを活用していますか？
 - 達成状況や取組状況の確認結果は代表者(経営者)に報告していますか？
 - 代表者(経営者)は問題があった場合、改善や対策を実施していますか？
 - 実施した改善や対策を記録していますか？

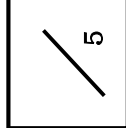
評点



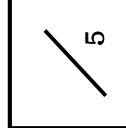
評点



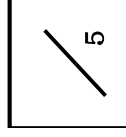
評点



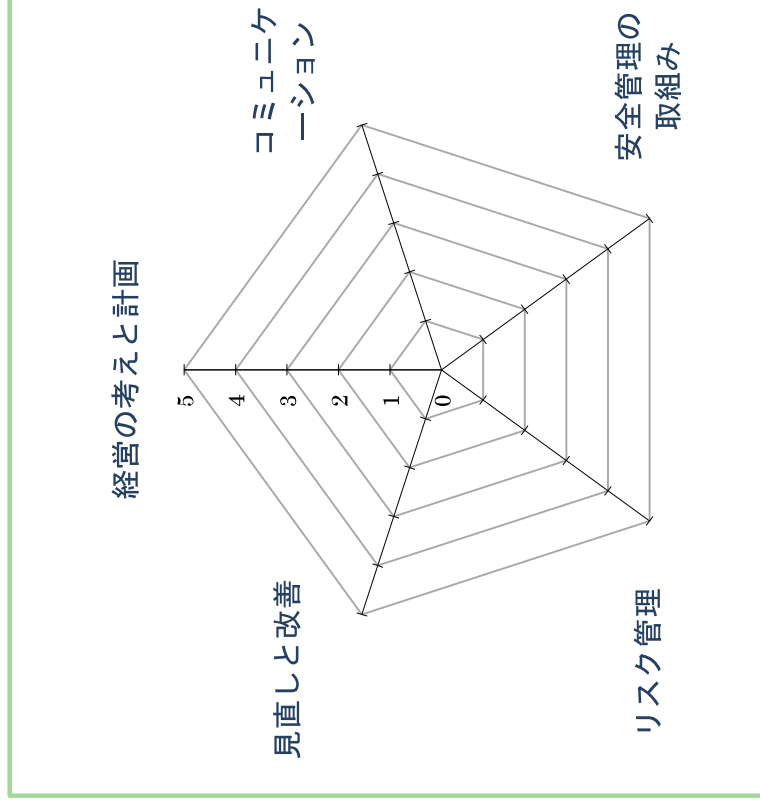
評点



評点



<チェック結果>



—メ モー

運輸安全マネジメント制度とは
【無軌条電車・鋼索鉄道・索道事業者編】
平成 30 年 9 月

国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官室
〒100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-3
TEL : 03-5253-8797 FAX : 03-5253-1531
HP: <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html>